

譁 告

會 告

本誌は、婦人教育及家庭教育、其他緊要なる各種の問題に關して、讀者相互の質疑應答を掲載す、但讀者の應答なき時は、記者之に應するものとす。本誌は一般讀者の寄稿を歓迎す。殊に家庭の日誌、各地に於ける婦人教育幼兒保育の狀態、婦人問題、婦人兒童の遊戯、手越歌、子守歌等に付きては、詳細なる報告を望む。但質疑投稿は、凡て左の規則によるべし。

一、用紙は、白紙二つ折、字詰は、半枚十行廿二字詰、體は楷書。

一、一事項毎に別紙を用ひ、別口に住所氏名を記入せらるべきこと。

一、原稿は、一切返附せざること。

一、封書の表には、凡て婦人と子ども投稿と明記せらるべきこと。

一、投稿にして、有益と認めたる時は相當の謝意を表することあるべし。

一、照回は往復はがき又は返信用切手封入のこと。

本會に御入會なされんとする方は、會則にある通り會費は一ヶ月金拾錢ですから、其割合で女子高等師範學校附屬幼稚園内フレーベル會へ向け何ヶ月分か纏めてお納めの上、申込まれると、雑誌は當會から無代價で御送附します。會員にならないで、たゞ雑誌だけ買って御讀みになりたい方は、日本橋區本石町三ノ廿三金昌堂へ御注文下さい、一冊拾錢六冊前金五拾七錢十二冊前金一圓拾錢他に郵稅が一冊一錢づゝの割合です。

不
製
許

明治三十七年一月二日印刷
同 年一月五日發行

發行編輯者 東京市神田區西小川町一丁目一番地
有 東京市神田區久龍
主 下錦町二丁目十九番地
主 東京市神田區錦町三丁目二十五番地
主 熊田活版所
主 女子高等師範學校附屬幼稚園内
主 フレーベル會
主 東京市日本橋區本石町三丁目廿三番地
主 昌堂

フレーベル會規則

謹　　み　　て

新　　年　　を　　賀　　し

併　　せ　　て

會　員　　讀　者　　諸　君　　諸　姉　の

萬　福　を　祈　る

明治三十七年一月元旦

フレーベル會編輯員

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員ダラシトスルモノハ幼稚園ニ關係アルゼノ又ハ幼兒保育ニ雑志ナルモノニシテ會員ノ紹介ナ經ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ體出スベシ
- 第五條 今聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ資質下ナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達セんガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
- 一 總會 每年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、教育參考品、幼兒成績物展覽會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス
- 一 會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
- 一 常會 每年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
- 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セメドスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
- 一 雜誌發行 每月一回雜誌ヲ刊行シ之ヲ會員ニ配布ス
- 一 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一 會長一人 會務ヲ總理ス
- 一 主幹一人 會長ナ補佐シテ會務ヲ掌理ス
- 一 幹事十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ズ
- 一 評議員若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
- 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
- 第九條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ヶ月年トス
- 第十條 幹事ハ會員ノ改選スルモノトス
但シ毎年半數ヲ改選スルモノトス
- 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
- 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ父ハ書記ヲ雇入ルトコトアルベシ
- 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラザレハ變更スルコトヲ得ス